

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

生前に贈与した財産

Q : 元気なうちに子供に財産を贈与しておこうと思っていますが、死亡前何年かの贈与は、子供の相続税の対象になると聞きました。何年前までの贈与が、相続税の対象になるのでしょうか。

A : 死亡の前3年以内です。

【解説】

相続や遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、その者の相続財産にプラスして相続税の計算をすることになっています。

相続税は本来、遺産の無償取得に対し課税しようとするものですから、相続・贈与の区分なく、一生を通じて無償取得した財産をすべて合計して課税すべきともいえます。

しかし、一生累積課税は、税務執行面からも納税者にとっても、記録の保存など困難な点が多いため、相続税と贈与税の2本建て体系を原則としつつ、前3年以内の贈与については、相続税の課税対象としているわけです。

この場合、贈与税の基礎控除額以下の贈与であっても加算されますが、生活費や教育費などのいわゆる非課税財産は加算の必要はありません。

ちなみに「相続開始前3年以内」とは、相続開始の日からさかのぼって3年目の応答日からをいいます。相続開始の日が平成13年6月13日で、平成10年6月13日に贈与があった場合、この贈与は3年内贈与になります。

